

氏 名	なか ざき な お こ 中 崎 奈 緒 子
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 70 号
学位授与の日付	平 成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 国 史 学 専 攻
学位論文題目	近世後期におけるアイヌ像の創出

論文調査委員	(主 査) 教 授 藤 井 讓 治	教 授 大 山 喬 平	助教授 高 橋 秀 直
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、19世紀前半のアイヌ社会の構造を明らかにし、かつ同時期の日本国内において、それとは異質なアイヌ像が形成される過程を検証した研究である。

序章では、これまでの対アイヌ関係史の叙述が持っていた特質を研究史にしたがって明らかにする。まず、近代以降1960年代までの北海道史研究における特質は、①近代歴史学の出発点において、未開と文明という概念に依拠して、アイヌと和人の間に越えることのできない格差が設定され、文明の側にある和人が未開なアイヌを支配するという構図が、両者の関係の大前提に置かれたこと、②近代の日本にとって、北海道の開拓と防衛体制の整備が緊急の課題であったために、それらの事業が過去においてどのように行われていたのかが、北海道の歴史叙述における一つの基準とされ、18世紀までの松前藩の時代は開拓・防衛いずれについても特記すべき策が採られなかった時代として、低く評価される傾向を持っていたこと、その結果、③松前藩のアイヌに対する悪政・苛酷なアイヌ収奪という、近世段階にすでに出来上がっていたイメージが強調され、歴史学におけるアイヌの表象は、支配され、収奪される客体として限定され、定着するにいたったこと、である。

1970年代以降の研究は、アイヌの歴史的主体性を追求しようとする立場から、アイヌ社会の未開性を否定し、アイヌを発展し成長する「民族」として提示することで、松前藩に収奪される客体としてのアイヌを松前藩の収奪に抵抗する「アイヌ民族」という対抗勢力としてとらえなおした。この期の研究は、アイヌの未開性を否定しようとする点でそれ以前のものとは一線を画するものといえるが、しかし、この議論は、松前藩によるアイヌ収奪という枠組みをなお前提としており、未開性を否定しながら、未開性を論拠として作り上げられた論理を繰り返すという、矛盾をはらんだものであった。

以上のような研究史の流れに対し、本論文では、「収奪」や「未開対文明」の図式から自由な立場で、アイヌと和人の関係の諸相を具体的に明らかにすることを第一の課題とし、民族の問題を、排他的な自己を作り出し、そこからはみ出した他者を抑圧する構造としてとらえる立場に立って、アイヌと和人の多様

な関わり合いの中から、アイヌ対和人という二項対立関係の枠組みにおいて、アイヌ収奪という表象のみが肥大化していく過程を検討することを第二の課題とした。

第一部「一九世紀後半におけるアイヌ社会の構造と変容」は、19世紀前半の道東地域において観察される有力者の存在に注目した研究である。

第一章「一九世紀初頭におけるアイヌ社会の構造」では、①19世紀初頭には、ウタレと表現される従属者と「妻妾」を複数従えた有力者が地域に分立していたこと、②有力者と従属者ウタレの関係は、私的な支配・服従の関係であり、両者の間には結婚が忌避されるという、一定度の社会的格差があったこと、③有力者はウタレ・「妻妾」を労働力として使役し、多彩な生産・交易活動を行っていたこと、とりわけ、和人との交易で得た日本製品を、千島列島の先住民や千島に進出してきたロシア人に供給する中継交易が、この地域の特徴であったこと、④ある領域を一円的に支配する権力者は存在せず、大小さまざまな個々の有力者集団が、利害に応じて、協調関係を結んだり、あるいは対立したりして、互いの勢力を牽制しあっていたこと、⑤有力者層は地域を越えて人的ネットワークを広げていたが、婚姻関係がその紐帯の役割を果たしていたこと、などを明らかにした。

第二章「幕藩権力による有力アイヌの掌握過程」では、①第一章で明らかにしたアイヌ社会に自生的に存在した有力者層は、史料上「乙名」と表現される場合が多かったこと、②18世紀末にいたるまで、松前藩は「乙名」層を媒介として、蝦夷地と関係を結んでいたが、かれらを完全に掌握・統制するにはいたっていなかったこと、③寛政11（1799）年の蝦夷地の第一次幕領化を契機として、幕府は各地に役人の詰所を設置し、アイヌの活動に統制を加えたために、それ以前にはなんら規制されることのなかった「乙名」層の活動が、制約を受けるようになったこと、④一方で、幕府は政策を補助し仲介する任務を持つ役職を新たに設け、幕府の政策の受け入れに積極的な人物をその役職に採用するなど、「乙名」層を媒介としたそれ以前の対アイヌ関係のあり方を変更させたこと、を明らかにした。

第二部「一八世紀末におけるアイヌ—和人間の文化摩擦」では、第一部のアイヌ社会についての分析を前提として、寛政元年にクナシリと対岸のナメシとよばれる地域で起った、アイヌによる和人襲撃事件、いわゆるクナシリ・メナシの戦いの原因と松前藩の対応の特質を分析し、搾取—被搾取に収斂されないアイヌと和人の多様な関係のあり方を明らかにすることをこころみた。

クナシリ・ナメシの戦いの原因を探るための前提として、第一章「アイヌの『宝』とその社会的機能」では、アイヌ社会で珍重された、刀剣・漆器・衣類といった、日本・中国・ロシアなど外部からの移入品、いわゆる「宝」が果していた社会的な機能を分析した。ここでは、①「宝」はツグナイとよばれ、紛争の際には賠償品として授受される習慣があったが、「宝」の授受が成立しない場合には、武力闘争に展開するという流れになっており、ツグナイには、武力闘争を未然に回避する機能があったこと、②「宝」は、手印と表現され、種々の契約を結ぶ際には、その証拠品として授受されたこと、③有力者はこの「宝」を集積しており、その勢力はこれらによって支えられていたこと、を明らかにし、「宝」が紛争・契約といった社会生活上の重要な局面で移動するという社会構造の特質が、アイヌが和人との交易を希求した背景として重要であることを指摘した。また、④蝦夷地で和人が活動する場合にも、アイヌの慣習にしたがって、トラブルがあればツグナイが要求され、契約を結ぶ際にも、手印が交わされていたことを明らかにし、

蝦夷地において、和人はアイヌ社会の慣習に順応しつつ行動しており、アイヌと和人の間には、相互规定的な秩序が形成されていたことを論じた。

そして、クナシリ・ナメシの戦いが、両者の間に形成された秩序を乱したために起った、異文化摩擦の性格を強く帯びた事件であることを論じたのが、第二章「『クナシリ・ナメシの戦い』の再構成」である。第一に、①この事件は、クナシリの最有力者サンキチが和人から渡された酒を飲んだ後に死亡したことに端を発しているが、これは、殺人に対しては報復するというアイヌ社会の習いに即したものであったこと、②事件の余波が対岸のナメシ地域にまで広がり、全部で18集団、総勢130人余りが参加する大規模な行動となったが、これは、遺族が、有力者サンキチの人的ネットワークに連なる人々に呼びかけた結果であったこと、③遺族のよびかけに呼応したのが、和人との間になんらかのトラブルの経験を持ち、アイヌ社会の慣習に即してツグナイを要求したにもかかわらず、それを拒否あるいは無視されていた人々であったことを明らかにし、この事件の異文化摩擦としての性格を論じた。

第二に、これまでの研究において、クナシリ・ナメシの戦いが、詳細な検討を経ないまま、商人による苛酷な収奪が引き起こした事件、すなわち、松前藩の商人を通じたアイヌ収奪の象徴として位置づけられてきたことに関わって、①この地域に商人が導入した漁業は、大網を用いて樽鮭漁を行い、水揚げした魚を、魚油・メ粕に分離して、加工製品を作るというものであったが、アイヌにとって、大量生産の技術は新技術であり、その導入は商品価値の高い新たな交易品の創出を意味していたこと、②そのため、自前の漁撈・狩猟活動から和人の経営下の雇用労働に切り換えようとするアイヌもいたが、かれらは相応の報酬を要求し、それが達成されない場合には、雇用労働に応じないという行動をとったこと、③資本投下をした以上、商人の側にとって、漁業経営を成り立たせるためには労働者の確保が不可欠の条件であり、安価な労働力を目指しつつも、アイヌ側の要求に応じざるをえない状況にあったことを検証し、クナシリ・メナシの戦いにおいて、漁業労働は二義的な意味しか持たなかったと論じた。

第三に、松前藩のこの事件への対応について、藩は藩兵を派遣し、事件に関与した130人余りの内から37人を和人を殺害した罪により斬罪に処したが、①蝦夷地内の移動をはじめとして、事件に関与した人物に摘発から取り調べ、斬罪にいたるまで、藩兵の一連の行動は、アイヌ社会の有力者を媒介としつつ行われたこと、②そのために、和人を殺害したとされた一人の摘発を果せないなど、その対応には藩によるアイヌ支配の限界が表れていることを論じた。また、③藩兵に協力した有力者の存在は、紛争が起った際に第三者が率先して仲裁するという、アイヌ社会の紛争解決におけるもう一つの特徴に即したものであることを明らかにした。

第三章「近世後期におけるアイヌ像の創出過程」では、異文化摩擦というべきクナシリ・ナメシの戦いに対して、日本国内において、松前藩の商人を通じたアイヌ収奪による事件という異質な表象が与えられる過程を検証した。まず、事件像の展開について、①当初、この事件は、千島列島を南下し、蝦夷地に接近していたロシアの関与によるものと伝えられたために、国家的危機として受け止められたこと、②その責任を問われた松前藩は、商人のアイヌに対する悪質な不正交易が招いた事件にすぎないと幕府に報告し、その商人を排除するという措置をとったこと、③商人側は松前藩の措置の不当性を幕府に訴えるが、幕府は藩政不介入の立場をとったため藩の方針は覆らず、結果として、藩の主張が定着するにいたったこと、

④ただ、商人側の訴えの中で、松前藩の多額の借財が明らかにされたために、松前藩こそが商人の不正交易の究極の主体であるという見方が大勢を占めるようになったこと、⑤松前藩の商人を通じたアイヌ収奪という表象が受け入れられる背景には、ロシアの千島列島南下という当時の国際情勢の変化を重視して、蝦夷地の日本への囲い込みを緊急課題と考える立場から、松前藩の対アイヌ政策を、ロシアの撫育教導による南下策と比較して批判する見解が有力になっていたこと、⑥この表象が、寛政年間（1789～1801）と安政年間（1854～60）の二度の蝦夷地幕領化において、松前藩の蝦夷地からの排除を正当化する論理として利用されていたことを明らかにした。結論として、松前藩の収奪対象者としてのアイヌ像は、ロシアへの対抗を意識した、天明年間（1781～89）以降の蝦夷地をめぐる政治過程において、アイヌを支配に組み入れるために創出され、政治的意味を持った表象であり、近代以降現代にいたるまでの対アイヌ関係史の叙述の枠組みは、これによって規定されていることを論じた。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本の近世後期におけるアイヌ像の形成を、この時期のアイヌ社会の構造を事実即して明らかにしたうえで、論じたものである。全体は2部5章に分かたれ、序章と終章が配されている。序章では、研究史を総括し、第一部では19世紀前期のアイヌ社会を対象とし、第一章でその社会構造を、第二章で幕藩権力による有力アイヌの掌握過程を分析している。第二部は18世紀末におけるアイヌと和人の関係をとりあげ、第一章ではアイヌ社会で珍重された「宝」の社会的機能を明らかにし、第二章では寛政元年（1789）におこった「クナシリ・ナメシの戦い」の再構成を試み、第三章で近世後期におけるアイヌ像の創出を論じている。

近代における北方、アイヌ研究は、1970年代に大きく転換するが、それ以前の研究は、近代における北海道開拓とロシアの南下に対抗する防衛という政治的課題に規定されながらなされてきた。一方、70年代以降、幕藩制国家論における蝦夷・琉球への関心の高まりと、新たな史料の発掘と公刊が進むほか、アイヌ民族の立場からその歴史を再構成しようとする試みが数多くなされてきた。しかし、近世のアイヌ社会の構造やその文化体系についての具体的研究はなお進んでいるとはいえない。

論者によれば、19世紀初頭の道東のアイヌ社会は、ウタレと表現される従属者と「妻妾」を複数従えた有力者が地域に分立し、有力者とウタレの関係は、私的な支配—服従の関係にあり、有力者はそれらを労働力として生産・交易活動を行っていたこと、個々の有力者が利害に応じて協調・対立することはあっても特定の領域を一元的に支配する権力者は存在していなかったこと、また有力者層は婚姻を紐帯として地域を越えた人的ネットワークを形成していたこと、を明らかにした。これらの点は、具体的検証がなされることないまま、民族学の成果に依拠して、蝦夷地には「河川共同体」を統轄する地域統一者＝首長が存在したとする従来の定説を退けるものである。

論者はまた、松前藩が設定したものとみなされがちであった「乙名」をアイヌ社会に自生した有力者「オッテナ」に漢字を宛てたものであることを論証した。さらに、松前藩は18世紀末までこの「乙名」層を介して蝦夷地を支配していたが、新たな役職と役人詰所の設置をとまう寛政11年の第一次蝦夷地幕領化によって、「乙名」層の活動は制約され、幕藩権力とアイヌとの関係は大きく転換したと論じた。

ついで論者は、アイヌ社会で珍重された刀剣・漆器・衣類などの「宝」の社会的機能を初めて具体的に分析している。すなわち、「宝」が「ツグナイ」とされる場合には、紛争の際の賠償品として授受されたこと、また「宝」が「手印」とされる場合には、契約の証拠品として授受されたこと、さらに「宝」の集積が有力者の勢力の指標であったこと、を明らかにし、「宝」が紛争・契約といった重要な局面で移動するという社会の特質が、アイヌが和人交易を希求した背景にあったことを指摘し、さらに蝦夷地で活動する和人は、アイヌ社会のこうした慣習に順応しつつ行動しており、両者間には相互規定的な秩序が形成されていたことを明らかにした。

アイヌによる大規模な和人襲撃事件であるクナシリ・ナメシの戦いは、これまでの研究では、松前藩の特異な知行制である場所請負制のもとで請負商人の厳しいアイヌ収奪がその原因とされてきた。論者はこれに対し、その具体的過程を丹念に跡づけ、この事件は、クナシリの最有力者サンキチが和人の提供した酒を飲んだ直後に死亡したことに端を発し、殺人に対しては報復するというアイヌ社会の習いに即したものであり、戦いの大規模化は、遺族がその人的ネットワークに連なる人々に呼びかけた結果であり、また呼応した人々は和人との間にトラブルの経験を持ち、慣習に即して「ツグナイ」を要求したにもかかわらず、それを拒否あるいは無視されていた人々であったことを明らかにし、この事件が両者の間に形成されていた秩序を乱したために起った、異文化摩擦の性格を強く帯びた事件であるとした。

さらに、これまで苛酷な収奪の元凶とされてきた商人がこの地域に導入した漁業は、この段階ではアイヌにとって新たな交易品の創出を意味していたこと、そのため和人に雇用されるアイヌがいたが、かれらは相応の報酬を要求し、達成されない場合には雇用に応じないという行動をとったこと、商人の側も安価な労働力を目指しつつもそれに応じざるをえない状況にあったことを検証した。

また事件処理にあたって、松前藩兵の蝦夷地内の移動、事件に関与した人物の摘発、取り調べ、斬罪にいたるまで、藩の対応はアイヌ社会の有力者を媒介としつつ行われたこと、藩に協力した有力者の存在は、紛争が起った際に第三者が率先して仲裁するという、アイヌ社会の紛争解決における慣習によるものであることを明らかにした。

そして、クナシリ・ナメシの戦い後に起こる松前藩と場所請負商人飛驒屋との争論の過程とそれに対する幕府の対応を詳細に分析し、松前藩の商人を通じたアイヌ収奪というアイヌ像は、天明年間以降のロシアの南下への対抗という蝦夷地をめぐる政治状況のもとで、幕府がアイヌをその支配に組み入れるために、実体とは異なった政治的表象として事件発生からそう遠くない時期に創出されたものであることを明らかにした。そして、近代以降現代にいたるまでの対アイヌ関係史の叙述の枠組みは、これによって規定され続けてきたことを論じている。

以上述べたように、本論文は、アイヌ社会の構造をアイヌ側から具体的に明らかにした最初の研究といえるものであり、かつそれを通じて「収奪されるアイヌ」という表象としてのアイヌ像の形成過程をきわめて具体的に跡づけ、かつ論理的に筋道を立てて論じており、これまでの研究水準を大きく引き上げている。

ただ本論文で、クナシリ・メナシの戦いの原因を場所請負制によるものではないと、従来の説を退けてはいるが、近世後期に蝦夷地で広く展開した場所請負制そのものの位置づけは不十分であり、これまでの

研究者から異論の出される余地がないとはいえない。たま有力者「オッテナ＝乙名」のいる「村」といない「村」の関係や、従属者ウタレの形成・再生産についての分析はやや手薄であり、アイヌの社会構造はなお十分に解明されたとはいえない。しかしこれらの点は、論者を含め多くの研究者の今後の努力によって克服されるべきものであり、本論文の価値をそこなうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1997年2月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。